

よくあるご質問 F A Q

※各項目のお問い合わせ先については[こちら](#)をご確認ください。

■全般・スケジュールに関すること

Q 1. キャンパスにはいつから入構できるようになりますか。(2020 年 7 月 3 日 変更有り)

A. 学生のみなさんの健康と命の安全を第一に考え、原則として、当面の間、キャンパスへの入構は禁止しています。しかし、同時に学習を継続し、学生生活を送るために必要な入構は許可することとしました。学習や学生生活に関係するさまざまな指導や相談を受けるためなどの理由があり、それが緊急性と必要性を満たす場合に許可されます。

入構のためには利用日の前日（土日祝除く）17 時までに申請書を提出し、担当部署の許可を得る必要があります。詳しくは、本学ホームページ「キャンパス内施設の使用について」を確認してください。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/coronavirus-info/2020/06/37537.html>

Q 2. 前期のスケジュールを教えてください。

A. 2020 年度前期のスケジュールは以下のとおりです。なお、夏期集中講義、秋期集中講義の実施要領については、それぞれ夏期集中講義は 6 月末、秋期集中講義は 7 月末に判断する予定です。

4/7	前期授業開始
4/21	受講登録訂正期間開始
4/27	受講登録訂正期間終了
7/14	前期英語テスト（対象者のみ/実施要領は別途通知）
8/3	前期授業終了日
8/4	夏期集中講義（～8/7）
8/18	秋期集中講義（～9/19）
9/10	前期成績通知日
9/15	受講登録訂正期間（～9/28）
9/21	後期授業開始

Q 3. 図書館はいつから開館されますか。(2020 年 7 月 3 日 変更有り)

A. 図書館は人数制限をして開館しています。図書館資料の郵送貸し出しを行っていますので、希望される場合は手続きを行ってください。郵送貸し出しおよび入館申請の手続き要領等は、本学ホームページの図書館のページをご覧ください。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/library/index.html>

■授業に関すること

Q 4. 前期の授業はいつからいつまででしょうか。

A. 4 月 7 日より開始、前期授業終了日は 8 月 3 日です。

Q 5. 前期のすべての授業が遠隔授業となるのでしょうか。

A. 2020 年度前期の授業のすべてを遠隔授業にて行うこととしました。なお、一部の科目については別の対応を行う場合がありますが、この場合は、当該科目の受講生に別途ポータルサイトを通じてお知らせします。

Q 6. 遠隔授業やオンライン型授業とはどういうものですか。

A. Microsoft Teams や KT-note など、ネット上の学習システムを利用して行う授業のことです。

この学習システムを通じて、科目ごとに授業資料が提示されたり、課題を提出したり、質問をしたりすることができます。この他にも、テレビ会議システムの Zoom や動画配信サービスの YouTube を活用します。これらのシステムを利用して、オンデマンド型授業の他に、ライブ中継型授業が行われます。詳しくは、本学ホームページの「2020 年度前期 すべての授業の遠隔授業化にあたって」を確認してください。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/coronavirus-info/2020/04/2020.html>

Q 7. 遠隔授業を受けるためのパソコンの設定など、必要な準備を教えてください。

A. 以下のような環境を推奨しています。

- ・ 光インターネット等の安定したブロードバンドインターネット環境
- ・ 最新の OS (Windows10、MacOS Mojave / Catalina) を搭載したパソコン、もしくはタブレットかスマートフォン+キーボード（長期的には推奨しない）
- ・ Microsoft Office（学部生・大学院生は Office365 の WEB ページから無料ダウンロード・インストール可能）
- ・ Microsoft Teams、Zoom など、授業によって利用を推奨するソフトウェア、アプリ
- ・ 双方向ビデオ通話の必要な授業では、WEB カメラやマイク、それらを内蔵したパソコン、またはスマートフォン

なお、遠隔授業を受講するにあたり必要となるパソコンや通信環境が整っていない場合、大学から無償で貸与することとしていますので、条件に該当する方は申請してください。申請要領は 5/11 にポータルサイトを通じて連絡しますので確認してください（申請期間は、5 月 11 日～15 日です）。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/coronavirus-info/2020/05/58.html>

Q 8. KT-note、Microsoft Teams の使い方がわからないのですが、どこに尋ねたらいいですか。

A. 遠隔授業を受講するにあたって利用される KT-note、Microsoft Teams の使い方わからないことがありましたら、本学情報メディアセンターにてサポートしていますのでお尋ねください。

Q 9. 大学からパソコンを借りられますか。

A. 遠隔授業を受講するにあたり必要となるパソコンや通信環境が整っていない場合、無償で貸与することとしていますので、該当する方は申請してください。申請要領は 5/11 にポータルサイトを通じて連絡しますので確認してください（申請期間は、5 月 11 日～15 日です）。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/coronavirus-info/2020/05/58.html>

Q10. 自宅に Wi-Fi 等のネットワーク環境がありません。どのようにすればよいですか。

A. 遠隔授業を受講するにあたり必要となるパソコンや通信環境が整っていない場合、無償で貸与することとしていますので、該当する方は申請してください。申請要領は 5/11 にポータルサイトを通じて連絡しますので確認してください（申請期間は、5 月 11 日～15 日です）。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/coronavirus-info/2020/05/58.html>

Q11. 出席はどのように確認されるのでしょうか。

- A. それぞれの授業により対応は異なります。同時双方向型授業の場合は、その授業に参加していることが先生により確認されます。また、オンデマンド型授業の場合においては、授業を受講したうえで課題の提出などを求めることで出席が確認される場合もあります。

Q12. 授業に関する質問はどのようにすればいいですか。

- A. Microsoft Teams を通じて授業担当の先生に質問をすることができます。また、KT-note にも 5 月末頃に、同様のしくみが搭載される予定です。

Q13. 教科書の購入方法を教えてください。

- A. 京都橘大学生協で教科書を宅配予約できるようにしています。詳細は京都橘大学生協ホームページをご確認ください。

<https://www.tachibana-coop.jp/>

Q14. 教育実習はどのようにになりますか。

- A. 小学校の教育実習については、現時点では変更はありません。事前指導については、4 月よりすでに KT-note 等を利用して実施しています。今後指導方法や実習そのものに変更等がある場合は、大学よりお知らせします。教職等に関するその他の実習についての変更も、ポータルサイト等で大学からの連絡を確認するようにしておいてください。

Q15. 博物館実習や図書館実習はどのようにになりますか。

- A. 前年度に提出された「希望調査用紙」に基づき、実習の依頼をすすめています。博物館実習については、6 月中旬頃に進捗状況等についてお知らせする予定です。図書館実習については、ガイダンス等について後日案内します。ポータルサイト等で大学からの連絡を確認してください。

Q16. 看護学科の学生です。実習はどのようにになりますか。

- A. 文部科学省および厚生労働省から出されている 2 月 28 日付事務連絡文書において、実習の取り扱いについて「実習時期・施設の変更などを検討し実習施設の確保に努めること」「それでも実習先の確保がどうしても困難である場合は演習または学内実習等で代替しても差し支えない」とされています。また、5 月 1 日付事務連絡において、実習・実験・実技等により行われる科目を遠隔授業として行うことも認められるとされています。

このことを受け、

- ① 臨地実習については、様々な代替措置を検討し、日程変更や別施設への変更ができない場合は、学内実習または遠隔授業としての演習で代替を行います。
- ② 学内における実習・演習科目は、原則遠隔授業として実施を行い、どうしても対面授業で行わなければならないものに限って、日程を変更して行います。
詳細については、授業内で先生方から連絡があります。

Q17. 健康科学部の学生です。実習はどのようになりますか。

- A. 文部科学省および厚生労働省から出されている 2 月 28 日付事務連絡文書において、実習の取り扱いについて「実習時期・施設の変更などを検討し実習施設の確保に努めること」「それでも実習先の確保がどうしても困難である場合は演習または学内実習等で代替しても差し支えない」とされています。また、5 月 1 日付事務連絡において、実習・実験・実技等により行われる科目を遠隔授業として行うことも認められるとされています。

このことを受け、

- ① 臨地実習については、様々な代替措置を検討し、日程変更や別施設への変更ができない場合は、学内実習または遠隔授業としての演習で代替を行います。
 - ② 学内における実習・演習科目は、原則遠隔授業として実施を行い、どうしても対面授業で行わなければならないものに限って、日程を変更して行います。
- 詳細については、授業内で先生方から連絡があります。

■通信環境の準備について

Q18. ノートパソコンやモバイル Wi-Fi ルーターの貸与対象者は誰ですか。

- A. 原則として、先日実施した「遠隔授業受講に関するアンケート調査」において、「自宅にスマートフォン以外でインターネットを使用できる環境がない (4.6%)」、「自宅においてパソコンやタブレットなどが家族と共用で、自分がメインで使えない (9.1%)」、「自宅には自分が利用できるパソコンやタブレットがない (3.8%)」と回答いただいた方が対象となります。

Q19. 「遠隔授業受講に関するアンケート調査」に未回答の学生は、貸与の対象外となりますか。

- A. 先の回答にあるようにアンケート調査に回答いただいた方々に対して優先的に貸与を行います。しかし、未回答の学生に対しても、遠隔授業の受講環境を整備することが経済的に困難な方々に対しては、可能な限り貸与を行います。

Q20. パソコンの貸与を申請する予定です。いつごろに手元に届きますか。

- A. 5 月 13 日以降に順次発送する予定です。お手元には 5 月 15 日頃からお届けできる予定です。

Q21. Wi-Fi ルーターの貸与を申請する予定です。いつごろに手元に届きますか。

- A. 5 月 13 日以降に順次発送する予定です。お手元には 5 月 15 日頃からお届けできる予定です。

Q22. 大学から貸与を受けたパソコンは、すぐに使える状態ですか。

- A. パソコンは新品の状態で送られます。「機器利用について」を参照しながら各自でセットアップを行っていただくことになります。「機器利用について」を参照してもわからない場合は、本学情報メディアセンターにお問い合わせください。

Q23. 大学から貸与を受けたパソコンの設定等はどうしたらいいですか。

- A. 機器に同封する「機器利用について」をご参照ください。それでもわからない場合は、本学情報メディアセンターまでお問い合わせください。

Q24. 大学から貸与を受けたモバイル Wi-Fi ルーターに容量制限はありますか。

- A. 月ごとの容量制限はありません。ただし短期間に大容量のデータ通信 (3 日で 10 ギガ程度) をした場合、通信速度が制限される可能性があります。貸与されるモバイル Wi-Fi ルーターの利用は、遠隔授業のみに限定してください。

Q25. 貸与された機器を壊した場合や盗難にあった場合はどのようにになりますか。

- A. 大学から貸与した機器を壊した場合や盗難にあった場合は、速やかに本学管財課までご連絡ください。

■学生生活に関すること

Q26. 証明書の発行をお願いしたいのですがどのようにすればよいですか。

- A. 在学証明書、成績証明書、卒業見込み証明書などは、申し込みをいただきましたら発行して郵送にてお届けします。申し込み要領は本学ホームページの在学生の方へ「大学入構禁止期間中の事務手続き（証明書発行等）の対応について」をご確認ください。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/student/news/2020/04/post-79.html>

Q27. アドバイザーの先生に相談したいのですがどのようにすればよいですか。

- A. 授業担当者への質問ではなく、学習全体に関すること、学生生活に関することなどで、先生に相談したい場合は、それぞれのアドバイザーの先生にご相談ください。

Q28. 学割を利用したいのですが。(2020年6月9日 変更有り)

- A. 現在、事前届出制で入構可となっています。届出をしたうえで証明書発行自動端末機よりご自身で発行してください。詳しくは「キャンパス内施設の使用について」をご確認ください。

<https://www.tachibana-u.ac.jp/coronavirus-info/2020/06/37537.html>

Q29. 学生証をなくしました。どうすればよいでしょうか。

- A. まずよく探してください。それでも見つからなければ、学生支援課に連絡して、再発行の手続きを行ってください。

■奨学金に関すること

※奨学金については[新型コロナ関連奨学金Q&A](#)もご参照ください。

Q30. 奨学金を受給したいです。手続き要領を教えてください。

- A. 日本学生支援機構奨学金（高等教育の修学支援新制度含む）および新型コロナウイルス感染症対応の本学独自奨学金について、本学ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する情報」にまとめています。その内容をよく読んで、応募してください（なお、新型コロナウイルスの影響によるひとりの退学者も生まないための給付奨学金の応募書類等については準備中です）。

Q31. 授業料の納入期限はいつでしょうか。

- A. 8月5日までの前期学費の延納が可能です。4月30日が延納願の締切日でしたが、未提出の方はすぐに郵送提出してください。また、高等教育の修学支援新制度（家計急変）の支援対象者として認定された方は、9月18日（金）まで延納（特別学費延納）ができます。

■健康面に関すること

Q32. 発熱等の症状があります。どうすればよいでしょうか。

- A. 風邪の症状や 37℃以上の発熱が 4 日以上続いている、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるなどの症状がある場合、直接医療機関へ受診せず、お住いの都道府県あるいは市区町村が定める相談センターにご相談ください。

※京都市相談窓口 URL (<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html#C>)
相談を受けた結果は電話または電子メールにより本学総務課まで連絡してください。

Q33. PCR 検査を受けました。大学への届け出は必要でしょうか。

- A. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話または電子メールにより、本学総務課まで連絡してください。なお、登校の可否についての判断は医療機関の指示をあおぎ、その内容も含めて本学総務課まで連絡してください。

Q34. 同居する家族が PCR で陽性となりました（濃厚接触者に指定されました）。

- A. 原則として 14 日間、ご自宅での健康観察となります。不要不急の外出は避け、毎日の検温など体調管理を行ってください。その他の詳細な対応や相談については発熱等の症状がある場合と同様に、各相談センターへ相談をお願いします。
相談結果については電話または電子メールにより本学総務課まで連絡してください。